

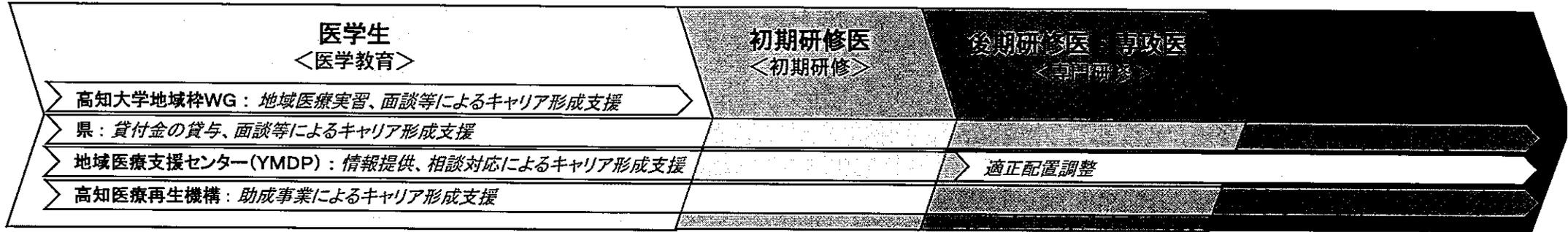
# ●若手医師の育成支援体制の充実

資料1

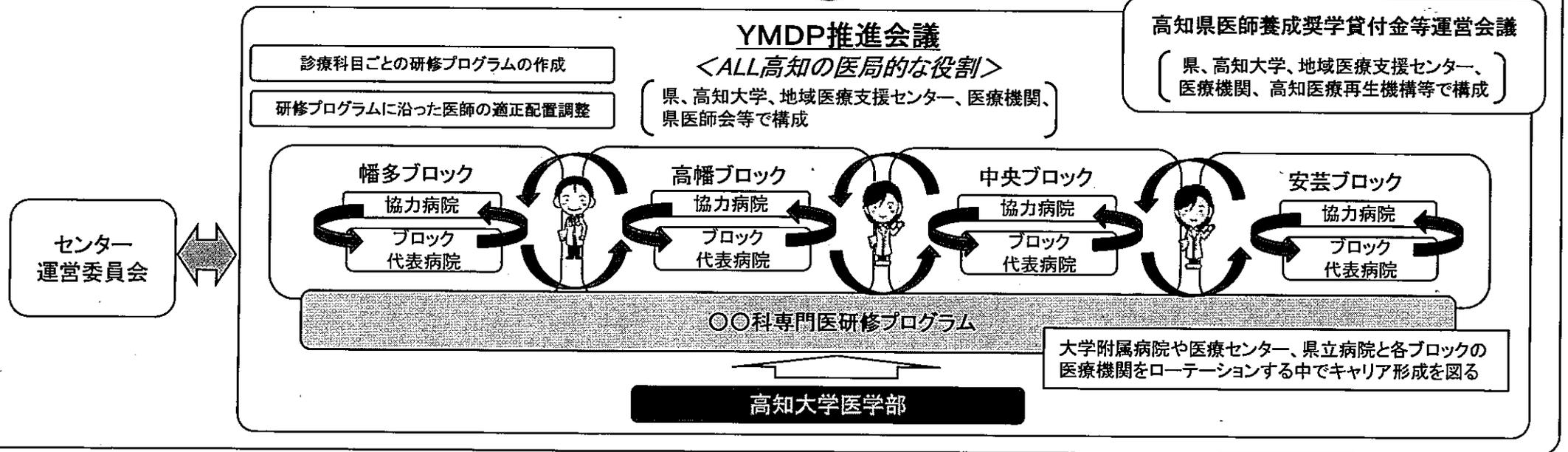
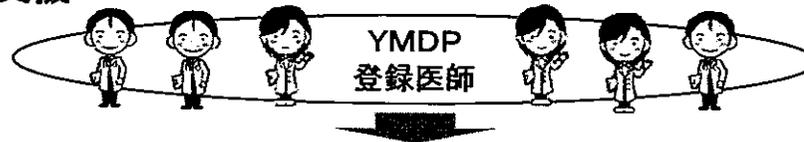
若手医師の県内定着促進に向けて、高知地域医療支援センターと医療機関が協力・連携し、継続性のある一貫した研修プログラムに沿って、医学生⇒研修医⇒専攻医⇒専門医までシームレスな教育および研修ができる環境を整備する。

## シームレスな医師育成体制

継続性のある一貫した教育研修の実施により、若手医師の質の向上を図る。



## 地域医療支援センターによるキャリア形成支援



## 新たな専門医の仕組みについて

### 【これまでの経緯】

- ・平成 23 年 10 月～ 厚生労働省 「専門医の在り方に関する検討会」を開催（17 回）  
…医師の質の一層の向上を図ること等を目的
- ・平成 25 年 4 月 「専門医の在り方に関する検討会」報告書取りまとめ

### 報告書内容

…現在の専門医の現状：各領域の学会が独自の方針で専門医制度を設け、運用  
→学会が専門医認定を受けるために必要な基準を作成、医師免許取得後の一定の  
経験等を評価し、主に試験による能力確認を行って専門医を認定

★専門医制度を持つ学会が乱立して、制度の統一性、専門医の質の担保に懸念  
を生じる専門医制度も出現するようになった結果、現在の学会主導の専門医  
制度は患者の受診行動に必ずしも有用な制度になっていないため、質が担保  
された専門医を学会から独立した中立的な第三者機関で認定する新たな仕組  
みが必要である。



- ・平成 26 年 5 月 一般社団法人日本専門医機構設立  
…専門医の認定と養成プログラムの評価・認定を統一的に行う
- ・新たな専門医の養成は、第三者機関における認定基準等の作成や、各研修施設における養成プログラムの作成を経て、平成 29 年度を目安に開始

## 新たな専門医の仕組みの概要

(厚生労働省「専門医の在り方に関する検討会」(平成25年4月)より)

### ●基本的な考え方

- ・国民の視点に立った上で、育成される側のキャリア形成支援の視点も重視して構築
- ・専門医を「それぞれの診療領域における適切な教育を受けて十分な知識・経験を持ち、患者から信頼される標準的な医療を提供できる医師」と定義

### ●中立的な第三者機関

- ・中立的な第三者機関を設立し、専門医の認定と養成プログラムの評価・認定を統一的に行う
- ・第三者機関は、専門医の認定・更新基準や養成プログラム・研修施設の基準の作成を行う
- ・第三者機関において、専門医の質や分布等を把握するため、専門医等に関するデータベースを構築

### ●専門医の養成・認定・更新

- ・医師は基本領域のいずれか1つの専門医を取得することが基本  
※自助努力により、複数領域の認定・更新基準を満たすのであれば、複数領域の取得を許容
- ・専門医の認定は、経験症例数等の活動実績を要件とし、また、生涯にわたって標準的な医療を提供するため、専門医取得後の更新の際にも、各領域の活動実績を要件とする。
- ・広告制度(医師の専門性に関する資格名等の広告)を見直し、基本的に第三者機関が認定する専門医を広告可能とする。

### ●地域医療との関係

- ・専門医の養成は、第三者機関に認定された養成プログラムに基づき、大学病院等の基幹病院と地域協力病院等(診療所を含む)が病院群を構成して実施
- ・専門医の養成数は、患者数や研修体制等を踏まえ、地域の実情を総合的に勘案して設定
- ・少なくとも、現在以上に医師が偏在することのないよう、地域医療に十分配慮

# 一般社団法人 日本専門医機構 組織図

平成26年5月7日、設立

【社員】 <設立時> 日本医学会連合、日本医師会、全国医学部長病院長会議

<設立後追加> 四病院団体協議会、日本がん治療認定医機構、18基本領域の代表者

【理事長】 池田康夫(早稲田大学理工学術院教授)

